

技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定を準用した随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を公募する。

令和 8 (2026) 年 1 月 15 日

空路利用を促進する会
会長 松田 久

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 岡山県 P R ベトナムデスク運営業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日まで

2 技術提案に参加できる者の資格

当該技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 日本国又はベトナム社会主義共和国内に空路利用を促進する会との契約が締結可能な事業所を置く法人であること。
- (2) ベトナム社会主義共和国のハノイ市内又はホーチミン市内に事務所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和 63 年 2 月 1 日施行）に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 国税、岡山県税及び岡山県内の市町村税に滞納がないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する組織の名称等

空路利用を促進する会事務局（岡山県県民生活部航空企画推進課）

〒 700-8570 岡山県岡山市北区内山下 2 丁目 4 番 6 号

電話：086-226-7282

FAX：086-224-4127

メールアドレス：koku@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記 3 の場所とする。

5 業務委託参加手続き等

(1) 仕様書等の配布期間、場所

①配布期間 令和8(2026)年1月15日(木)から令和8(2026)年1月23日(金)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

②配布場所 上記3の場所に同じ。なお、次の岡山県県民生活部航空企画推進課のホームページからダウンロードすることができる。

(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/18/>)

(2) 参加資格確認申請書(様式第1号)の提出期限、場所、方法及び添付書類

①提出期限 令和8(2026)年1月26日(月)午後5時

②提出場所 上記3の場所に同じ。

③提出方法 持参、電子メールまたは郵送等(電子メールの場合、メール受信後、2営業日以内に「受領確認メール」を送信する。期間を過ぎても返信がない場合は、通信トラブルの可能性があるため、件名を変えずに再送するか、あるいは別のメールアドレスから再送すること。郵送の場合、書留郵便、配達記録郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。)

④添付書類

- ・法人に関する調書(様式第2号)
- ・国税、岡山県税及び岡山県内の市町村税の全税目について滞納がないこと(又は課税がないこと)を証する書類(日本国内に事務所を置く法人の場合に限る)

※国税は税務署、岡山県税は岡山県の県民局(備前、備中、美作)税務部収納管理課もしくは収税課、岡山県内の市町村税は各市町村の税務担当部署にお問い合わせください。

(3) 参加資格要件の審査

①審査結果の通知

参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

②参加資格要件不適合の理由の説明要求

参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8(2026)年2月4日(水)までに、上記3の宛先に電子メールを送信する方法により、説明を求める書面を提出することができる。

6 業務内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この業務に係る仕様書等に関する質問は、仕様書に対する質問・回答書(様式第3号)で、電子メールにより行うこと。(メール受信後、2営業日以内に「受領確認メール」を送信する。期間を過ぎても返信がない場合は、通信トラブルの可能性があるため、件名を変えずに再送するか、あるいは別のメールアドレスから再送すること。)

(2) 受付期間

令和8(2026)年1月15日(木)から令和8(2026)年1月26日(月)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

(3) 質問の提出先

上記3の場所に同じ

(4) 質問の回答

電子メールにより回答する。また、必要に応じて、内容を岡山県県民生活部航空企画推進課ホームページに掲載する。

(5) その他

提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

7 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8(2026)年2月9日(月)午後5時必着
- (2) 提出場所 上記3の場所に同じ
- (3) 提出方法 持参、電子メールまたは郵送等（電子メールの場合、メール受信後、2営業日以内に「受領確認メール」を送信する。期間を過ぎても返信がない場合は、通信トラブルの可能性があるため、件名を変えずに再送するか、あるいは別のメールアドレスから再送すること。郵送の場合、書留郵便、配達記録郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。）
- (4) 提出書類
 - ・岡山県PRベトナムデスク運営事業に関する提案書の提出について（様式第4号）
 - ・岡山県PRベトナムデスク運営事業に関する提案書
仕様書に記載している回数、数量は最低限のものであり、それ以上の提案は可。様式は任意とし、A4版とする。縦横自由。枚数制限なし。
なお、提案書には次の項目について記載すること。
 - ・本業務の実施体制
 - ・本業務の従事者の経歴や従事体制
 - ・本業務の目標設定及びその実施計画
 - ・本業務の年間スケジュール
 - ・見積書（様式は任意とする。内訳は、項目ごとにできる限り詳細に記載すること。）
 - ・その他必要な書類
- (5) 提案内容の説明
提出した提案書について、対面もしくはオンラインで説明を行うこと。日時については別途連絡、調整を行う。

8 提案書の審査方法

- (1) 審査方法
空路利用を促進する会事務局内に設置する選定委員会において、別に定める審査要領により、提案書等の内容を審査し、契約締結予定者を選定する。
- (2) 審査結果の通知方法
審査後、書面により通知する。

9 その他

- (1) 委託契約書の作成をする。
- (2) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (3) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定に準ずる。
- (4) この提案に基づく契約の契約金額には、消費税及び地方消費税の額を含めること。
- (5) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。